

1. スポーツにおける人権侵害

スポーツや体育授業における人権侵害の例を挙げなさいと言われれば、以下のような具体的な事例がすぐに浮かんでくる。

- ・朝鮮高級学校のインターハイ、全国大会参加が「学校教育法第1条で定める学校でない」として拒否されてきた。(今年の4月から、インターハイへの出場が認められた)
- ・試合に負けた罰としてのシゴキによって、小学生のソフトボール部員が熱射病で死亡(1978年・千葉県)
- ・陸上部員(女子)が、顧問教師の体罰・シゴキを苦にして自殺(1985年・岐阜県)
- ・高校野球の投手の連投による肩・肘の障害。ー1994年の夏大会の投手24人(20%)が軽度の炎症。アメリカの高校の場合、1週間に30アウトまでしか投げてはいけないルールを採用)
- ・旧東ドイツでは、自国選手の競技能力を高めるためにチーム全員が国家ぐるみで禁止薬物を不正に投与。
- ・陸上競技の中・長距離レースでは、主催者に雇われて、完走を目的としないで、記録の低調を防ぐために先導役を引き受ける選手が登場。
- ・プロ野球におけるドラフト・野球協約の保留権による選手に対する人権無視。
- ・今年のサッカーのワールドカップでは、多額の放映権料を出しているテレビ局が欧州のゴールデンタイムに放送するために、キックオフの時間を午後0時(気温が30度を超える時間帯)にした。
- ・「女子選手は24時間目が離せない」として、合宿生活で1日の摂取カロリーを1500キロカロリー(4~5才の子どもに必要なカロリー)に制限したり、「恋愛禁止」を強制したりしている。
- ・「授業は初心者に対する学習条件を準備することが基本であるから、27度程度は保ちたい」という意見があるにもかかわらず、まだ気温も上がらない6月初旬・水温も低い1時間目から水泳の授業を行なう。

2. 子どもの権利条約と体育・スポーツ教育

同志会ではいま、「子どもとつくる授業」が提唱されていますが、これは「子どもの権利条約」との関係で言えば第12条「意見表明権」と関係してくると思います。つまり、子どもたちが授業の内容に自分達の意見が表明できる権利を認めていると考えられるわけですが、一方で「子どもの主観的な意向などとは関係なく、客観的社会的学習内容は存在する」として、授業の内容は専門家としての教師が決定するべきで子どもの意見を聞く必要はない、という考え方もできます。

しかし、と奥平康照氏は「第1に、次世代が継承すべき社会的文化内容は大量広大であるが、近代学校カリキュラムは、それらのうちのほんの一部を学校で学習する知識として、かなり悪意的に選択されたものにすぎない。学校知識の選択・決定が政治的・イデオロギー的であるという指摘は重要だが、それにかわる選択原理もほんとうにははっきりしていない」「第2に、若い世代が継承しなければならないとしても、ひとりの人間がそれをしなければならないということはない。みんなで分有して、必要なときお互いにやりとりすればいい。それより重要なのは、表現し伝達する力、聞き取る力、交流する力である」とし、「何を、いつ、どのように学ぶのかの決定に、学習者自身が参加するという思想は、近代的教育思想に欠けていた。その点で、『子どもの権利条約』は近代教育思想の授業観をのりこえることを迫っているのではないだろうか。」と述べています。

子安潤氏は、全生研が追求している『共同探究的授業』に対する「教師と子どもが共に探究するというのは、教師の教材研究不足なのではないか。それぞれの授業で、子どもに何を獲得させるのか明確にし、授業を組み立てるべきではないのか。教師の指導性という点で曖昧だ」という批判に対して、「共同探究的授業を児童中心主義や経験主義教育と同一視することなく理解することができる。それは、教科内容を、概念や法則とそれを支える知識のまとまりとだけ押えるのではなく、テーマとして把握してみるだけでも可能となる」とし、「従来の教科内容をテーマとして組み直すことが求められている。そのように見るならば、児童中心主義などと同一視することなく、共同探究的授業の場合にも教科内容は明確なのである」と述べています。2人の主張から考えられることは、子どもの「意見表明権」を尊重した子どもと共につくる体育実践は、陸上・サッカー・マツト運動等を教える授業から、出原氏が主張する「戦略・戦術」「へたとは何か」「技術の分析・総合」「勝敗とは何か」といった教科内容(これが子安氏の言うテーマか)追求する授業によって可能となるのではないかと、ということです。

3. 子どもの人権意識を育てる体育・スポーツ実践のあり方

子どもたちの人権を侵害する実践が行なわれる元凶として「経験主義・精神主義による指導」「勝利至上主義」「商業主義」の3つが挙げられると思う。「商業主義」を克服するためには、企業に対する規制・選手や指導者の生活保障・スポーツ組織の財政基盤の確立が必要であるし、その背景として「国民のスポーツ観の変革」が欠かせない。その一方で、スポーツを行なう組織に民主主義を確立することも必要である。その場合にも、日本の社会における人権意識の高揚が欠かせないと考えます。(T・U)